

熊本県監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年10月26日から平成29年10月27日までの間に実施した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月26日

熊本県監査委員 豊田 祐一
同 竹中 潮
同 城下 広作
同 池田 和貴

1 監査対象機関

県南広域本部芦北地域振興局

2 監査対象期間 平成28年度

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性、効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項は、次のとおりである。

指摘事項

監査対象機関等		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
県南広域本部	芦北地域振興局	(新川防災・安全交付金（火山砂防）工事他合併について) 砂防堰堤本体工事において、第1期工事のコンクリート部分と第2期工事のコンクリート部分の打継面から漏水が発生している。 速やかに施設の改善を行うとともに、再発防止策を講じること。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- | |
|---|
| (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの
(2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
(3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの
(4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの
(5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの
(6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの
(7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの |
|---|